< 抄 >

老老発0327第1号 保医発0327第8号 令和6年3月27日

地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

> 厚生労働省老健局老人保健課長 (公 印 省 略)

厚生労働省保険局医療課長 (公 印 省 略)

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に 関連する事項等について」の一部改正について

標記については、「要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する告示」(令和6年厚生労働省告示第125号)及び「厚生労働大臣が定める療養を廃止する件」(令和6年厚生労働省告示第126号)等が告示され、順次適用されること等に伴い、「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」(平成18年4月28日老老発第0428001号・保医発第0428001号)の一部を下記のように改め、順次適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

なお、要介護被保険者等であって、特別養護老人ホーム等の入所者であるものに対する 診療報酬の取扱いについては、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いにつ いて」(平成18年3月31日保医発第0331002号)も併せて参照すること。

記

「記」以下を別添のとおり改める。

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

	1. 入院中の患者以外の患者 (次の施設に入居又は入所する者を含み、3の患者を除く。)	2. 入院中の患者		3. 入所中の患者		
	┃ 共同生活介護又	保険期 療機関 療機関 療験 療験 が 変 が 変 が で で で の の の の の の の の の の の の の	短期入所療養所療養所療養所療養所護期入所療養予養人所療者の所養者の一般を受ける。	ア.介護老人保健施設 イ.短期入所療養介護又は介護予防 短期入所療養介護(介護老人保健施 設の療養室に限る。)を受けている 患者	ア. 地域密着型介護老人福祉施設又は 介護老人福祉施設 イ. 短期入所生活介護又は介護予防短 期入所生活介護を受けている患者	
	うち、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを受けている患者(宿泊サービスに限る。) は介護予防認知			併設保険医療機 関以外の保険医 療機関		
B000-4 歯科疾患管理料 B002 歯科特定疾患療養管理料	〇 (同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場 合を除く。)	0	0	0	0	
B004-1-4 入院栄養食事指導料	_	0	×			
B004-9 介護支援等連携指導料	_	0	×			
B006-3 がん治療連携計画策定料	0	0	×	0	0	
B006-3-2 がん治療連携指導料	0	_	×	0	0	
B007 退院前訪問指導料		0	×			
B008 薬剤管理指導料		0	×			
B008-2 薬剤総合評価調整管理料	0		×	×	0	
B009 診療情報提供料(I)(注2及び注6)	〇 (同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場 合を除く。)	0	0	0	O ※ 1	
B011-4 退院時薬剤情報管理指導料		0	×	_	_	
B011-6 栄養情報連携料	_		×	_	_	
B O 1 4 退院時共同指導料 1		0	×	×	-	
B 0 1 5 退院時共同指導料 2		0	×			
C O O 1 訪問歯科衛生指導料	×	0	0	0	Ο	
C001-3 歯科疾患在宅療養管理料	〇 (同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場 合を除く。)	0	0	0	0	
C O O 1 - 5 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管 理料	〇 (同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場 合を除く。)	0	0	0	0	
COO3 在宅患者訪問薬剤管理指導料	×	_	×	×	 ○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る。)	
C007 在宅患者連携指導料	×	_	×	×	—————————————————————————————————————	
COO8 在宅患者緊急時等カンファレンス料	0	_	×	×	────────────────────────────────────	
上記以外	0	0	0	0	0	
第1節に規定する調剤技術料	0	×	×	0	0	
10の2 調剤管理料	0	×	×	0	0	
10の3 服薬管理指導料	〇 (同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場合を除く。ただし、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の投薬が行われた場合には算定可)	×	×	0	0	
注14 服薬管理指導料の特例(かかりつけ薬剤師と 連携する他の薬剤師が対応した場合)	〇 (同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場合を除く。ただし、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の投薬が行われた場合には算定可)	×	×	×	×	

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

	1. 入院中の患者以外の患者 (次の施設に入居又は入所する者を含み、3の患者を除く。)			2. 入院中の患者		3. 入所中の患者	
区分	※ 1 共「 は:	知症対応型グ ープホーム 認知症対応型 同生活介護又 介護予防認知 対応型共同生		保険医療機関 療機関 原 療 り で で り り り り り り り り り り り り り り り り	短期の 類の 類の がの がの がの がで がで がで がで がで がで がで がで がで がで	ア. 介護老人保健施設 イ. 短期入所療養介護又は介護予防 短期入所療養介護(介護老人保健 設の療養室に限る。) を受けてい 患者 併設保険医療機 関以外の保険医療機 関以外の保険医療機関	施 ア. 地域密着型介護老人福祉施設又は 介護老人福祉施設 イ. 短期入所生活介護又は介護予防短 期入所生活介護を受けている患者
13の2 かかりつけ薬剤師指導料	○ (同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場合を除く。ただし、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の投薬が行われた場合には算定可)			×	×	×	×
13の3 かかりつけ薬剤師包括管理料	〇 (同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場合を除く。ただし、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の投薬が行われた場合には算定可)			×	×	×	×
14の2の1 外来服薬支援料1	〇 (同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場合を除く。)			×	×	×	0
14の2の2 外来服薬支援料2	0			×	×	0	0
15 在宅患者訪問薬剤管理指導料	×			×	×	×	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
15の2 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	0			×	×	〇 (注10に規定する場合に限る。)	〇 (末期の悪性腫瘍の患者又は注10に 規定する場合に限る。)
15の3 在宅患者緊急時等共同指導料	〇 (同一日において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場 合を除く。)			×	×	×	〇 (末期の悪性腫瘍の患者に限る。)
15の4 退院時共同指導料				0	×	×	<u>—</u>
15の5 服薬情報等提供料	〇 (同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場 合を除く。)			×	×	×	0
第3節に規定する薬剤料	0			×	×	O (※3及び※4)	0
第4節に規定する特定保険医療材料料	Ο			×	×	0	0
上記以外		0		×	×	×	0
O 1 訪問看護基本療養費(I)及び(Ⅱ)(注加算を含む。) (同一建物において同一日に2件以上医療保険から給付され る訪問看護を行うか否かにより該当する区分を算定)	〇 ※2 《当話の日 》2 《当該の日 》2 《当時の日 》2 《当時の 》2 《当時の 》2 《当時の 第2 《 第2 《 第2 《 第3 第4 第4 第4 第5 第5 第5 第6 第6 第6 第6 第6 第6 第6 第6 第6 第6 第6 第6 第6		O ※ 2				ア:〇 (末期の悪性腫瘍の患者に限る。) イ:〇 (末期の悪性腫瘍の患者であって、 当該患者によるサービス利用前30日 以内に患家を訪問し、訪問看護基本 療養費を算定した訪問看護ステー ションの看護師等が指定訪問看護を 実施した場合に限り、算定すること ができる。)

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

		1. 入院中の患者以外の見 (次の施設に入居又は入所する者を含み、	2. 入院中の患者		3. 入所中の患者			
区分	区分	自宅、社会福祉施設、身体障害者施設等 (短期入所生活介護、介護予防短期入所 生活介護、短期入所療養介護又は介護予 防短期入所療養介護を受けているものを 除く。) ※1 認知症対応型 共同生活介護又	た 川也 改 1 ~ 月文 る 。 /	保険医療機関 超: 保険医療機関 護 (短期入所療養 短: 介護又は介護予 護	短期入所療養介 護及び介護予防 短期入所療養介 短期入所療養人保 護(介護老人保 健施設又は介護	ア. 介護老人保健施設 イ. 短期入所療養介護又は介護予防 短期入所療養介護(介護老人保健施 設の療養室に限る。) を受けている 患者		ア. 地域密着型介護老人福祉施設又は 介護老人福祉施設
	うち、小規模多機能 型居宅介護又は複合 型サービスを受けている患者(宿泊サービスに限る。)	うち、外部サービス利用 型指定特定施設入居者生 活介護又は外部サービス 利用型指定介護予防特定 施設入居者生活介護を受 ける者が入居する施設	↑護を受けてい 医療院の る患者を除 を除く。	たの 療院の療養室 除く。)を受 けている患者	併設体映区療機 朗	併設保険医療機 関以外の保険医 療機関	イ. 短期入所生活介護又は介護予防短 期入所生活介護を受けている患者	
※ 5		のイ、2のイ又は3のイ いん性疼痛緩和指導管理料又は外来緩和ケア管理料(悪性腫瘍の患 まから転換した介護老人保健施設に赴いて行うもの又はがん性疼痛		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	.) 从本暗疸	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1のイ 2のイ芸!	くは3のイ芸しくけ外変化学感は加質を
※ 6	・抗悪性腫瘍剤局所持続注入(外 ・肝動脈塞栓を伴う抗悪性 ・点滴注射(保) ・点るものになる。) ・心静脈注射(水の性 ・心がん性を ・神込型カテン(人工が ・ガルによる ・神込型カポーテン(人工が ・ガルによる ・ガルで ・ガルで ・ガルで ・ガルで ・ガルで ・ガルで ・ガルで ・ガルで	F炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するものに限る。)の費用 C型肝炎の効能又は効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又 品(血友病患者における出血傾向の抑制の効能又は効果を有するも C四日以内の患者に対するものを除く。)、喀痰吸引、摘便、酸 T、超音波ネブライザ、介達牽引、消炎鎮痛等処置、鼻腔栄養及	のに限る。) 3のイを算定するものに限る。) 和指導管理料、外来緩和ケア管理料(割 外来腫瘍化学療法診療料の1のイ、20 腫瘍の患者に限る。)、外来腫瘍化学療 与された場合に限る。)の費用 された場合に限る。)の費用 のに投与された場合に限る。) はHIV感染症の効能又は効果を有する のに限る。) 素吸入、酸素テント、皮膚科軟膏処態 が長期療養患者褥瘡等処置を除く。	のイ若しくは3のイ又は 療法診療料の1のイ、2 るものに限る。)の費用 置、膀胱洗浄、留置カラ	対来化学療法加のイ若しくは3	算を算定するもののイスは外来化学 導尿、膣洗浄、眼	に限る。) 療法加算を算定する 処置、耳処置、耳	ものに限る。)
※ 7		、手術又は麻酔について、それぞれ、特掲診療料の施設基準等						
% 8		の患者については、当該患者を当該特別養護老人ホーム(看取		るものに限る。)におい	いて看取った場	·合(在宅療養支援	診療所又は在宅療物	養支援病院若しくは当該特別養護老人ホームの協
※ 9 ※10	当該患者によるサービス利用前30 置医師を除く。)が診察した場合	神科在宅患者支援管理料を算定する患者にあってはこの限りで 日以内に患家を訪問し、在宅患者訪問診療料、在宅時医学総合 に限り、算定することができる(末期の悪性腫瘍の患者以外の 当該サービスの利用を開始した患者については、当該サービス	管理料、施設入居時等医学総合管理料 患者においては、利用開始後30日まで	での間に限る。)。				
)日以内に患家を訪問し、在宅患者訪問看護・指導料を算定した	保険医療機関の看護師等が訪問看護	・指導を実施した場合に	こ限り、算定す	ることができる(末期の悪性腫瘍の原	患者以外の患者においては、利用開始
※ 11	後30日までの間に限る。)。							
※ 11 ※ 12	後30日までの間に限る。)。	当該患者によるサービス利用前30日以内に患家を訪問し、在宅	患者訪問看護・指導料を算定した保険	倹医療機関の看護師等 か	が訪問看護・指	'導を実施した場合	に限り、算定する。	ことができる。
	後30日までの間に限る。)。 末期の悪性腫瘍の患者であって、	当該患者によるサービス利用前30日以内に患家を訪問し、在宅)日以内に患家を訪問し、精神科訪問看護・指導料を算定した保						
※ 12	後30日までの間に限る。)。 末期の悪性腫瘍の患者であって、 当該患者によるサービス利用前30		険医療機関の看護師等が訪問看護・技	旨導を実施した場合に 限	退り、利用開始	後30日までの間、	算定することができ	きる。
※ 12 ※ 13	後30日までの間に限る。)。 末期の悪性腫瘍の患者であって、 当該患者によるサービス利用前30 当該患者によるサービス利用前30	日以内に患家を訪問し、精神科訪問看護・指導料を算定した保	険医療機関の看護師等が訪問看護・技 訪問看護ステーションの看護師等が持	指導を実施した場合に限 指定訪問看護を実施した	限り、利用開始 に場合に限り、	後30日までの間、	算定することができ	きる。
**12 **13 **14	後30日までの間に限る。)。 末期の悪性腫瘍の患者であって、 当該患者によるサービス利用前30 当該患者によるサービス利用前30 末期の悪性腫瘍等の患者、急性増)日以内に患家を訪問し、精神科訪問看護・指導料を算定した保)日以内に患家を訪問し、精神科訪問看護基本療養費を算定した	険医療機関の看護師等が訪問看護・持 訪問看護ステーションの看護師等が持 科訪問看護基本療養費を算定出来る	指導を実施した場合に限 指定訪問看護を実施した	限り、利用開始 に場合に限り、	後30日までの間、	算定することができ	きる。

当該ベースアップ評価料について、診療報酬の算定方法において、算定することが要件とされている点数を算定した場合に限る。

※18

	ア. 介護医療院に入所中の患者 イ. 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護(介護医療院の療養床に限る。)を受けている患者						
区分	介護医療院サービス費のうち、 を算定しない日の場合	他科受診時費用(362単位)	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用(362単位) を算定した日の場合				
	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険 医療機関	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険 医療機関			
第1節に規定する調剤技術料	0						
10の2 調剤管理料	0						
10の3 服薬管理指導料	0						
14の2の2 外来服薬支援料2	Ο						
15の2 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	〇 (注10に規定する場合に限る。)						
第3節に規定する薬剤料		O (2)	〇 (専門的な診療に特有の薬剤に係るものに限る。)				
上記以外	×						
訪問看護療養費	×						
退院時共同指導加算	〇 ※5又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者						

- ※2 次に掲げる薬剤の薬剤料と当該薬剤の処方に係る処方箋料に限る。
 - ・抗悪性腫瘍剤(悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る。)
 - ・HIF-PH阻害剤(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。)
 - ・疼痛コントロールのための医療用麻薬
 - ・抗ウイルス剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。)
- ※3 次に掲げる薬剤の薬剤料に限る。
 - ・エリスロポエチン(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。)
 - ・ダルベポエチン(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。)
 - ・エポエチンベータペゴル(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。)
 - ・疼痛コントロールのための医療用麻薬
 - ・インターフェロン製剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するものに限る。)
 - ・抗ウイルス剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能又は効果を有するものに限る。)
 - ・血友病の患者に使用する医薬品(血友病患者における出血傾向の抑制の効能又は効果を有するものに限る。)
- ※4 創傷処置(手術日から起算して十四日以内の患者に対するものを除く。)、喀痰吸引、摘便、酸素吸入、酸素テント、皮膚科軟膏処置、膀胱洗浄、留置カテーテル設置、導尿、膣 洗浄、眼処置、耳処置、耳管処置、鼻処置、口腔、咽頭処置、間接喉頭鏡下喉頭処置、ネブライザ、超音波ネブライザ、介達牽引、消炎鎮痛等処置、鼻腔栄養及び長期療養患者褥 瘡等処置を除く。
- ※5 末期の悪性腫瘍等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に限る。
- ※6 当該ベースアップ評価料について、診療報酬の算定方法において、算定することが要件とされている点数を算定した場合に限る。